

レストランサービス技能検定の試験免除基準

一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会

第1条 職業能力開発促進法施行規則第65条の2及び試験業務規程第6条に基づき、当協会の定める試験免除基準は、次の表のとおりとし、左欄に掲げる者は同表右欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
1級の技能検定において学科試験のみに合格した者	1級の学科試験の全部
1級又は2級の技能検定において学科試験のみに合格した者	2級の学科試験の全部
1級、2級又は3級の技能検定において学科試験のみに合格した者	3級の学科試験の全部
料飲接客サービス技能審査において1級に合格した者※	1級の実技試験の全部
料飲接客サービス技能審査において1級又は2級に合格した者※	2級の実技試験の全部
料飲接客サービス技能審査において1級、2級又は3級に合格した者※	3級の実技試験の全部

※技能検定移行時の講習を修了した者に限る

第2条 前条の場合において、技能検定の学科試験のみに合格した者が学科試験の免除を受けることができる期間は、当該学科試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までに限る。